

平成26年度主な事業

障がい福祉課

平成26年3月25日

目 次

1 障がい児者基幹型相談支援センター事業P1
2 新潟市重度心身障がい者医療費助成事業P2
3 グループホーム運営費補助事業P3
4 障がい者チャレンジオフィス事業P4
5 訪問入浴サービス事業P5
6 地域で暮らす障がい者をささえる体制づくり事業P6
7 通所施設における夜間支援事業P7

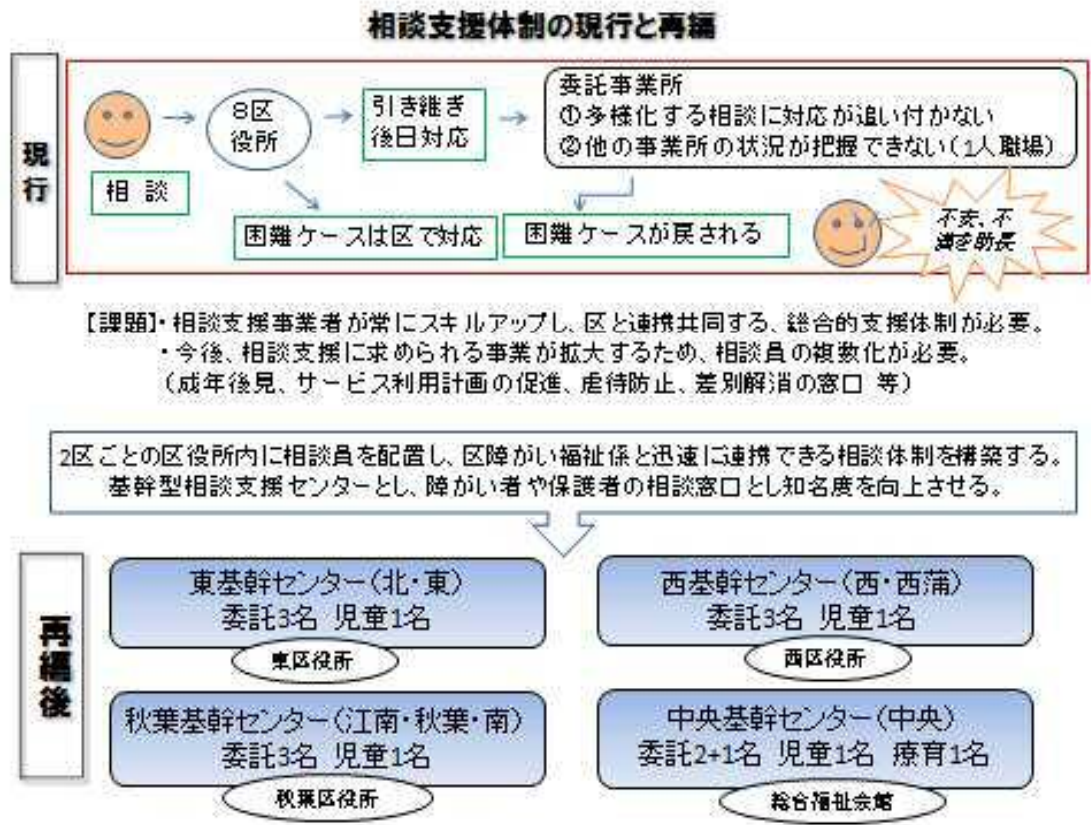
事業名	1 障がい児者基幹型相談支援センター事業				
H25予算額	71,790千円	H26予算額	74,231千円	H26-H25	2,441千円

【事業概要】 現在、8区(9か所)に設置している委託相談支援事業所の相談員を4か所に統合し、複数の相談によって対応することにより、相談支援の質の向上、継続支援の確保、地域移行の促進、サービス等利用計画作成の拡大などを図る基幹型相談支援センターに再編します。

地域の相談支援事業所等の中核的な役割を担い、処遇困難事例への対応、相談員の人材育成、専門機関など広域的な調整を行います。

【事業内容】 平成26年度事業計画

- ①4月～9月 設置準備、10月～ 運営開始
- ②困難事例対応の迅速、継続性を確保し、専門機関との連携体制強化を図る。
- ③サービス等利用計画作成を促進し、地域の相談支援事業所を支援する。



平成27年度以降

- ①地域移行・地域定着の促進
- ②待機者解消等、課題解決の取り組み
- ③障がい者基本条例等に関する業務(権利擁護、虐待防止、差別解消)
- ④障がい者地域自立支援協議会の運営

・財源措置 障がい者相談支援事業(地域生活支援事業対象経費):国1/2、県1/4

事業名	2 新潟市重度心身障がい者医療費助成事業				
H25予算額	1,436,507千円	H26予算額	1,599,321千円	H26-H25	162,814千円
【事業概要】	<p>本事業では、これまで重度の身体、知的障がい者のみを対象に医療費助成を行ってきましたが、平成18年に障害者自立支援法が制定された際、障がいの種別(身体障がい、知的障がい、精神障がい)にかかわらず障がい者の自立を支援するための福祉サービスは、共通の制度により提供することとされました。</p> <p>制度上支援の対象外となっていた精神障がい者も対象に含まれることとなり(三障がい一元化)、今回精神障がい者保健福祉手帳1級所持者を本事業の対象者に加え、障がいの種別に関わらず平等に必要なサービスが受けられるようにしようというものです。</p>				
【事業内容】	<p>対象者 身体障がい者手帳1～3級、療育手帳A、精神保健福祉手帳1級のいずれかを所持するもの ※所得制限あり(扶養親族がいない場合:年間所得3,604千円(本人)又は6,287千円(扶養義務者)以上の者は対象外。</p> <p>助成額 保険適用後の自己負担額と受給者の医療費負担額(下記)との差額 【受給者の医療費負担】 通院1日:530円 入院1日:1,200円 訪問看護1日:250円 ※通院は、月5日目以降は無料。</p>				

事業名	3 グループホーム運営費補助事業				
H25予算額	24,655千円	H26予算額	57,031千円	H26-H25	32,376千円
【事業概要】	<p>障がい者の地域移行促進のため、既存制度に加えて新たに市独自の運営費補助制度を導入し、グループホームの整備促進を図ります。</p> <p>また、特に強度行動障がい者は、特性に応じた構造の工夫などが必要なことから、強度行動障がい者用グループホームの整備として、補強工事費と支援員追加配置費の補助を行います。</p>				
【事業内容】	<p><既存の補助制度></p> <p>【グループホーム運営費補助(既存)】</p> <p>補助対象 市内に所在するグループホーム・ケアホームを運営する法人</p> <p>補助項目 ①土地・建物賃借料(賃借料及び利用定員により算出 1棟平均320千円/年)</p> <p>②初年度備品整備費(1棟あたり500千円上限)</p> <p>【ケアホーム重度者支援事業(既存)】</p> <p>補助対象 市内に所在するケアホームを運営する法人</p> <p>補助額 当該ケアホームを利用する障害程度区分4以上の者1人・1日につき230円</p> <p>【体験型グループホーム運営費補助(既存)】</p> <p>補助対象 障がい者体験型グループホームモデル事業を行う法人</p> <p>補助項目 ①世話人人件費(利用者が重度で介護を要する場合は2名分まで)</p> <p>(世話人日給金額(ひとり当たり9,000円上限)×稼働日数)</p> <p>②世話人分の家賃(賃借料÷(利用定員数+世話人数)※ひと月単位で計算)</p> <p>③未稼働分の家賃</p> <p>(賃借料×利用定員数÷(利用定員数+世話人数)×</p> <p>(未稼働数÷(利用定員数×月日数))</p> <p><新たな補助制度></p> <p>【グループホーム運営費補助(新設)】</p> <p>補助対象 市内に所在するグループホーム・ケアホームを運営する法人</p> <p>補助項目 ①運営費補助(利用者1人・1日につき250円を運営事業所に補助)</p> <p>②強度行動障がい者用生活支援員配置加算</p> <p>(利用者1人・1日につき4,300円を運営事業所に補助)</p> <p>③強度行動障がい者用補強工事(定員1人あたり750千円を補助)</p>				

事業名	4 障がい者チャレンジオフィス事業												
H25予算額	0千円	H26予算額	6,000千円	H26-H25	6,000千円								
【事業概要】	<p>障がい者雇用の促進には、企業側の障がい者理解と障がい者の就労能力や適性などを引き出す職場体験・実習先の開拓が重要課題となっているが、実習先のほとんどが清掃等の現場作業となっており、希望の多い事務系は実習の受入先が限られていることから、市が率先して職場実習を受け入れ、実習終了後に臨時職員採用、民間企業の就職とステップアップさせることで、障がい者の就労意識・意欲の向上を図ります。</p> <p>また、就業支援センターこあサポート、当課職業アドバイザー、障がい者雇用関係機関とも連携し、職場実習先の開拓(特に事務系)を積極的に行い、障がい者雇用を推進します。</p>												
【事業内容】	<table border="1" data-bbox="279 757 1485 1646"> <tr> <td data-bbox="279 757 480 808">対象者</td> <td data-bbox="480 757 1485 808">○一般就労を目指している障がい者で、就業支援センターこあサポートの登録者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="279 808 480 1111">職場実習制度</td> <td data-bbox="480 808 1485 1111"> ○本人の希望、就業支援センターこあサポートのアセスメント後に実習開始 ・民間企業実習(清掃等作業系)か市役所実習(事務系)を選定 ・1人1か月程度の実習実施 ・実習先 民間企業及び市役所 ※民間企業協力金 1,000円/日、実習手当 600円/日、損害保険加入(実習中の事故対応等) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="279 1111 480 1406">市役所臨時職員雇用</td> <td data-bbox="480 1111 1485 1406"> ○上記、市役所の実習終了後、本人の希望、こあサポート及び市がアセスメントを実施、市役所の臨時職員として雇用し、さらなるレベルアップと就労意欲の向上を図ります。 ・臨時職員雇用 3か月 ※規定の臨時職員給与等を支給 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="279 1406 480 1646">サポート職員採用</td> <td data-bbox="480 1406 1485 1646"> ○市役所の実習、その後の臨時職員雇用のサポートを行う職員を採用 ・採用人数 1名(非常勤嘱託職員) ※実習、雇用先職場の支援、就職に向け関係機関との連携調整等 </td> </tr> </table> <p data-bbox="279 1713 566 1758">・財源は一般財源のみ</p>					対象者	○一般就労を目指している障がい者で、就業支援センターこあサポートの登録者	職場実習制度	○本人の希望、就業支援センターこあサポートのアセスメント後に実習開始 ・民間企業実習(清掃等作業系)か市役所実習(事務系)を選定 ・1人1か月程度の実習実施 ・実習先 民間企業及び市役所 ※民間企業協力金 1,000円/日、実習手当 600円/日、損害保険加入(実習中の事故対応等)	市役所臨時職員雇用	○上記、市役所の実習終了後、本人の希望、こあサポート及び市がアセスメントを実施、市役所の臨時職員として雇用し、さらなるレベルアップと就労意欲の向上を図ります。 ・臨時職員雇用 3か月 ※規定の臨時職員給与等を支給	サポート職員採用	○市役所の実習、その後の臨時職員雇用のサポートを行う職員を採用 ・採用人数 1名(非常勤嘱託職員) ※実習、雇用先職場の支援、就職に向け関係機関との連携調整等
対象者	○一般就労を目指している障がい者で、就業支援センターこあサポートの登録者												
職場実習制度	○本人の希望、就業支援センターこあサポートのアセスメント後に実習開始 ・民間企業実習(清掃等作業系)か市役所実習(事務系)を選定 ・1人1か月程度の実習実施 ・実習先 民間企業及び市役所 ※民間企業協力金 1,000円/日、実習手当 600円/日、損害保険加入(実習中の事故対応等)												
市役所臨時職員雇用	○上記、市役所の実習終了後、本人の希望、こあサポート及び市がアセスメントを実施、市役所の臨時職員として雇用し、さらなるレベルアップと就労意欲の向上を図ります。 ・臨時職員雇用 3か月 ※規定の臨時職員給与等を支給												
サポート職員採用	○市役所の実習、その後の臨時職員雇用のサポートを行う職員を採用 ・採用人数 1名(非常勤嘱託職員) ※実習、雇用先職場の支援、就職に向け関係機関との連携調整等												
【その他】	<p>現行の障がい者チャレンジオフィス事業は平成22年度から国の緊急雇用創出事業(国10/10)を活用し実施、今年度限りで事業が終了するため事業内容を見直し、サポート体制を強化することとした。</p>												

事業名	5 訪問入浴サービス事業																								
H25予算額	53,550千円	H26予算額	62,757千円	H26-H25	9,207千円																				
【事業概要】	<p>自宅及び施設等での入浴が困難な重度の身体障がい者に、訪問入浴車を派遣して入浴サービスを提供することにより、障がい者の清潔の確保を図ります。</p> <p>また、平成26年度においては、夏季(7月から9月)において、利用回数の上限を週2回から週3回に拡大し、実施します。</p>																								
【事業内容】	<table border="1"> <tr> <td>対象者</td> <td colspan="4"> 以下の要件を全て満たす者 ・新潟市に居住している ・身体障がい者手帳1級又は2級を所持している身体障がい者である ・介護保険法の適用対象者ではない ・医師が入浴可能と認めている ・自力又は家族の介助のみでは入浴することができない ・施設で入浴することができない </td> </tr> <tr> <td>利用回数</td> <td colspan="4">週2回まで(平成26年7～9月においては週3回まで)</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td colspan="4">12,500円/回</td> </tr> <tr> <td>利用料</td> <td colspan="4"> 【通常利用分】 ・生活保護 :0円 ・市民税非課税 :0円 ・上記以外 :市民税額及び所得税額により1回50～12,500円の間 【平成26年7～9月における週3回目の利用分】 ・生活保護 :0円 ・市民税非課税 :0円 ・上記以外 :1,250円 </td> </tr> </table>					対象者	以下の要件を全て満たす者 ・新潟市に居住している ・身体障がい者手帳1級又は2級を所持している身体障がい者である ・介護保険法の適用対象者ではない ・医師が入浴可能と認めている ・自力又は家族の介助のみでは入浴することができない ・施設で入浴することができない				利用回数	週2回まで(平成26年7～9月においては週3回まで)				委託料	12,500円/回				利用料	【通常利用分】 ・生活保護 :0円 ・市民税非課税 :0円 ・上記以外 :市民税額及び所得税額により1回50～12,500円の間 【平成26年7～9月における週3回目の利用分】 ・生活保護 :0円 ・市民税非課税 :0円 ・上記以外 :1,250円			
対象者	以下の要件を全て満たす者 ・新潟市に居住している ・身体障がい者手帳1級又は2級を所持している身体障がい者である ・介護保険法の適用対象者ではない ・医師が入浴可能と認めている ・自力又は家族の介助のみでは入浴することができない ・施設で入浴することができない																								
利用回数	週2回まで(平成26年7～9月においては週3回まで)																								
委託料	12,500円/回																								
利用料	【通常利用分】 ・生活保護 :0円 ・市民税非課税 :0円 ・上記以外 :市民税額及び所得税額により1回50～12,500円の間 【平成26年7～9月における週3回目の利用分】 ・生活保護 :0円 ・市民税非課税 :0円 ・上記以外 :1,250円																								
【その他】	<p>他政令市の状況(利用回数の上限) ※岡山市は実施なし</p> <table border="1"> <tr> <td>週1回</td> <td>週1回 (夏季週2回)</td> <td>週2回</td> <td>個別状況により 週2回</td> </tr> <tr> <td>7市</td> <td>3市</td> <td>6市 ※本市含む</td> <td>3市</td> </tr> </table>					週1回	週1回 (夏季週2回)	週2回	個別状況により 週2回	7市	3市	6市 ※本市含む	3市												
週1回	週1回 (夏季週2回)	週2回	個別状況により 週2回																						
7市	3市	6市 ※本市含む	3市																						

事業名	6 地域で暮らす障がい者をささえる体制づくり事業				
H25予算額	8,000千円	H26予算額	18,000千円	H26-H25	10,000千円

【事業概要】	<p>入所施設や病院から地域生活へ移行した障がい者や在宅で地域に暮らす障がい者が安心した生活を継続するためには、地域の中で様々なサポートを行う必要があります。</p> <p>特に、緊急時においては、様々な既存の社会資源を組み合わせ活用し提供するため、地域生活支援の拠点化が必要であり、総合支援体制を構築していくことにより、障がい者の安心した地域生活への移行及び安定した地域生活の維持・継続を確保します。</p> <p>社会資源(主な支援体制)</p> <p>相談支援事業所 ホームヘルプ事業所 短期入所 GHCH 訪問看護等</p> <p>※平成26年度より委託法人を拡大し、全市展開に拡充。</p>																
【事業内容】	<p>基本体制：対象地域内で暮らす障がい者を対象に、24時間の対応が可能な体制を整備します。</p> <p>対応内容：対象者が地域生活を送るなかの、隣人とのトラブルや急な症状の悪化などが発生した場合に、訪問による問題解決や福祉サービスの調整、また、一時保護などを実施します。</p> <p>(相談支援、トラブル介入、24H電話対応、通院支援、ヘルパー派遣、一時保護)</p> <p>※平成23年度までは県補助事業として実施(実施法人／(福)新潟太陽福祉会)</p> <p>※平成24年度から地域生活支援事業(国1/2、県1/4補助)として市で実施</p> <p>◆ 平成24、25年度 地域 北、東、中央、江南区 実施法人 (福)新潟太陽福祉会</p> <p>◆ 平成26年度 ①地域 既設一秋葉区まで拡充 実施法人 (福)新潟太陽福祉会</p> <p>②地域 南、西、西蒲区 実施法人 (福)更生慈仁会一新規</p> <p>(平成24年度 活動実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動内容</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談支援</td> <td>9 件</td> </tr> <tr> <td>通院支援</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>トラブル介入</td> <td>154 件</td> </tr> <tr> <td>サービス調整</td> <td>18 件</td> </tr> <tr> <td>電話対応</td> <td>58 件</td> </tr> <tr> <td>職員相談</td> <td>29 件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>279 件</td> </tr> </tbody> </table>	活動内容	件数	相談支援	9 件	通院支援	1 件	トラブル介入	154 件	サービス調整	18 件	電話対応	58 件	職員相談	29 件	合計	279 件
活動内容	件数																
相談支援	9 件																
通院支援	1 件																
トラブル介入	154 件																
サービス調整	18 件																
電話対応	58 件																
職員相談	29 件																
合計	279 件																

事業名	7 通所施設における夜間支援事業				
H25予算額	—	H26予算額	—	H26-H25	
<p>【事業概要】</p> <p>【事業内容】</p>	<p>新潟市内の短期入所事業所は、入所施設等の併設型または空床利用型等として実施されており、利用枠が少なく希望者が緊急時等にサービスを受けられないという実態がある。</p> <p>こうした状況を補完するため、通所施設を活用して夜間型のサービスを実施し、当該施設利用者の保護者の緊急時に備えるとともに、日頃から在宅で暮らす障がい者本人や保護者の不安の軽減を図るものとする。</p> <p>対象事業所：<input type="checkbox"/> 障がい者総合支援法に基づく指定を受けた事業所 <input type="checkbox"/> 児童福祉法に基づく指定を受けた事業所</p> <p>○生活介護 ○自立訓練 ○就労移行支援 ○就労継続支援A型、B型 ○児童発達支援 ○医療型児童発達支援 ○放課後等デイサービスの各事業所のうち、登録するもの</p> <p>基本体制： ・通所施設において、当該施設利用者の緊急時に限り、日中の支援のほか夜間支援(宿泊や食事の提供等)を行う。 ・原則として、指定短期入所事業の指定基準のうち、単独型事業所の基準を満たす施設が実施できるものとする。</p> <p>対応内容： ・同居家族の急病や冠婚葬祭などの緊急時に、既設の短期入所事業所が利用できない場合、原則として一泊までの宿泊等の支援を行う。 (本事業は、1対1の支援を想定しており、1日(一泊)1名までの実施とする。)</p> <p>報酬額： ・11,620円(区分3の場合)(予算は各事業予算に含む。) (短期入所と同額)</p> <p>※平成25年度 西区においてモデル事業として実施</p> <p>○実施施設 4施設</p> <p>○利用実績 平成26年2月末現在 2件 (保護者が遠方の通夜・葬儀に出席するため実施)</p> <p>○利用意見 利用者… ・施設を使い慣れており利用に抵抗感が少ない。 (アンケート) ・在宅生活を送るなか、いざという場合の安心感がある。</p> <p>施設… ・利用者の身上や障がいの程度状況を予め把握しており、受け入れ易い。 ・保護者の日頃の緊急時の不安を軽減する事業であり、市内の各事業所でも実施できるとよい。</p>				